

## 第15回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成22年11月25日(木)午後1時30分から午後4時まで

### 2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

### 3 出席者(五十音順)

飯沼順平委員, 岩月佳子委員, 片桐多恵子委員, 小島麻友子委員, 高木和子委員, 富田善範委員, 麓英里委員, 武藤玲央奈委員, 安田憲司委員, 横地貴子委員, 綿貫義昌委員

#### (事務担当者)

伊藤裁判官, 古賀首席家裁調査官, 牧野次席家裁調査官, 中島首席書記官, 早川訟廷管理官, 河合事務局長, 可知事務局次長, 城殿総務課長, 寺嶋総務課長補佐, 豊島岐阜地裁刑事首席書記官

### 4 議 事

#### (1) 新委員の紹介

飯沼順平委員, 麓英里委員

#### (2) 委員長あいさつ

富田善範委員長

#### (3) テーマ提案の趣旨説明

岩月佳子委員

#### (4) 裁判所からの説明

当事者助言用DVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならぬこと」の上映と補足説明(牧野次席調査官)

家裁手続等について(中島首席書記官, 古賀首席調査官)

#### (5) 庁舎案内

( 6 ) 意見交換：テーマ「子の福祉と家庭裁判所の役割」

委員から出された意見等は別紙のとおり

( 7 ) 岐阜地方裁判所の裁判員裁判の現状説明（豊島岐阜地裁刑事首席書記官）

( 8 ) 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」の対応について  
事務局において回答する。

( 9 ) 次回の意見交換のテーマについて

「家裁の仕事と支部の現状」

( 1 0 ) 次回期日；平成 2 3 年 5 月 3 0 日（月）午後 1 時 3 0 分

( 1 1 ) 本日の議事概要について

裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

- A 委員            テーマ提案の趣旨説明によりいろいろな機関が、子どもの虐待を防ぐために連携していることが分かりました。これらの機関が、どのように活動しているのかご説明いただきたい。
- B 委員            子ども相談センターでは、子どもの虐待があるとの通報後48時間以内に子どもの所在を確認することになっています。極めて危険度の高い事案については、警察の介入を依頼する場合がありますが、通常は、民生委員や学校を通じて、子どもの様子を見てもらうよう依頼しています。岐阜県子ども家庭課が調整機関となって、関係機関の代表者会議が年数回開かれ、各機関の機能や職務内容が紹介されています。これ以外に、関係機関の実務者会議が毎月開催されています。実務者会議では、相談事案について、各機関の視点から意見を出し合うことを行っています。
- A 委員            極めて危険度の高い事案というのは、どのような点から判断されるのですか。また、子どもの虐待を発見する機会の多い保育士は、どのようなことに注意すべきでしょうか。
- C 委員            いつも子どもが大きな声で泣いているなどの子どもの虐待が疑われる場合には、積極的に110番通報してください。警察は、110番通報があれば必ず臨場します。学校や幼稚園では、園児や児童の身体状況や栄養状態に注意することが必要だと思います。
- D 委員            裁判所は、事件処理の過程で、子どもの虐待が疑われるような場合には、関係機関に情報提供するなどの対応はするのですか。
- 裁判所担当者      関係機関が既に関わっている状況で、調停事件が係属するような場合には、事件情報を含めて関係機関に情報提供して、協力しながら事件解決を図っています。
- D 委員            裁判所の役割として難しいことと思いますが、さらに一步踏み込んで、事件が係属する前でも、児童虐待の疑いの情報に接したときは、どのような対応ができるのか検討する必要があるように思います。
- E 委員            幼稚園、保育園及び学校などの校医も、健康診断などの折には、かなり注意して見えています。しかし、登園、登校をしている子どもには目が届くのですが、登園、登校していない子どもについては把握するのが難しいようです。
- F 委員            登校している子どもから朝ご飯を食べていないなどの情報を得て、学校が介入した例がありますが、やはり登校していない子どもについては、虐待を把握するのは難しいです。

- G委員 裁判所で扱われた事件から情報をフィードバックして、予防的措置を講ずることも必要であると思います。
- H委員 離婚の際、両親が争っているときに、一番子どもにとって辛いときであったと、大学生から聞いたことがあります。
- C委員 離婚調停の審理期間はどのくらいですか。
- 裁判所担当者 3, 4回の期日で終了することが多いので、概ね4, 5か月程度です。
- B委員 事件当事者が日本語を解さない場合には、どのような配慮がなされているのですか。
- 裁判所担当者 少年事件では、裁判所が通訳人を付けます。家事事件では、当事者負担で通訳を付けることとなります。当事者の知人やNPO法人から支援を受けて通訳を付けることもあります。また、調停事件では、外国語に堪能な調停委員を選任することもあります。
- I委員 調停手続が終わった後のフォローには、どのような手続があるのですか。
- 裁判所担当者 養育費等の支払をする旨の調停が成立しているにも関わらず支払をしない場合には、裁判所から支払を促す履行勧告手続があります。履行勧告手続は、電話でも申立ができますし、費用は掛かりません。

以上